

文化会館環境衛生管理（害虫生息）点検業務仕様書

1 対象

横須賀市文化会館（食堂跡地部分を除く対象面積 約8, 448㎡）

横須賀市深田台50番地

2 内容

上記施設内の「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称「ビル管理法」）に基づく害虫生息調査

3 業務内容

ア 調査対象生物

ねずみ、昆虫（ゴキブリ、ハエ、カ、チョウバエ）、ダニ等

イ 点検内容

（1）生息状況調査は、対象生物の生息が疑わしい各室内、廊下の壁面下部（巾木）備品の周辺、隙間などを重点にトラップを仕掛ける。

（2）生息状況点検により対象生物の生息が、IPMガイドラインに沿った許容できないレベルになってしまった場合には、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を用いて駆除対策を実施する。

4 その他

下記の事項に留意し、業務にあたること。

ア 点検に必要な資格を有するものに点検を行わせること。

イ 作業日を事前に調整し、作業にあたること。

ウ 作業の際、使用した施設・設備は原状回復すること。

エ 業務中に発生した故障及び異常については、直ちに報告をし、指示に沿って適切な対応を図ること。

オ 会館の入・退館時は必要な手続きをし、一般来館者の会館利用に支障が無いよう配慮すること。

カ 本業務に係る官庁への届出などについて、必要な対応を行うこと。

キ 本仕様書に特に定めのない業務については、協議の上決定する。

5 報告の提出

点検業務実施の結果について、点検業務報告書にて速やかに報告するものとする。